

[事案 21-32] 死亡保険金・給付金請求

- ・平成 21 年 7 月 1 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 2 月 15 日 裁定終了

< 事案の概要 >

死亡保険金を請求したところ、告知義務違反により死亡保険金が不支払いとなったが、告知義務違反による解除について納得出来ないと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 18 年 7 月に定期保険(申立契約①)とガン保険(申立契約②)に加入、同年 12 月に A 病院にて肺癌と診断され、その後、同病院への入退院を繰り返し、同 20 年 6 月に肺癌が原因で死亡した。

そこで、保険金を請求したところ、告知義務違反による解除の通知(同 20 年 9 月 22 日付)を受け、保険金の支払いを拒絶されたが、下記理由により納得できないので、保険契約にもとづき保険金を支払ってほしい。

- (1) 被保険者は定期健康診断で肺の再検査を 3 年前より指摘されていたようだが、18 年 12 月に発症するまで気に留めない健康状態だった。診断書にも発症日は 18 年 12 月 20 日とあり、既往症なしとなっている。医者ですら判断できないほど健康であり、告知義務違反はしていない。
- (2) 保険会社は、平成 20 年 9 月 1 日に告知義務違反の事実を知ったとあるが、会社が委託した調査会社は遅くとも 8 月 11 日には事実を知っており、調査会社が知った日が保険会社が知りえた日に相当すると考えるので、たとえ告知義務違反であるとしても、保険会社を知った日から 1 ヶ月以内に解除通知がなされておらず、契約解除は無効である。

< 保険会社の主張 >

下記のとおり、契約解除は有効であり、保険金支払いの請求に応ずることは出来ない。

- (1) 告知事項の対象は、本人の主観的な認識ではなく、例えば過去 2 年以内に健康診断を受けて、検査の異常を指摘された等の事実があったか否かであり、被保険者は当該事実がありながら告知をしていないことから、告知義務違反がある。
- (2) 保険会社と別個の会社である調査会社に診断書が到達したことによって、保険会社が告知義務違反の事実を知ったと解することは出来ず、当社が解除原因を知ったのは、調査会社から報告を受けた平成 20 年 9 月 1 日であり、解除通知を同年 9 月 22 日に送付していることからすれば、解除原因を知ってから 1 ヶ月以内の解除と言える。

< 裁定の概要 >

下記理由により、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条により、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 告知義務違反の有無について

告知義務違反が成立するためには、①告知書で質問した事項について事実と異なる回答があること、②その事実について正当な告知があれば同条件での引受けはできなかったこと(すなわち「重要な事実」に該当すること)、③事実と異なる回答をしたことについて、告知義務者に故意または重大な過失があることの 3 要件が備わることとするが、下記からすると、被保険者に告知義務違反があったと認められる。

◎要件 1 について

申立契約①及び②の告知書には、質問事項として「最近 3 ヶ月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありますか」「過去 2 年以内に、健康診断・人間ドックをうけて、検査の異常を指摘されたり、経過をみるために定期的な診療・検査をうけるように指導されたことがありますか」と記載されている。しかし、被保険者は、いずれ

も「いいえ」と回答している。しかし、健康診断の結果は、質問事項に対し「はい」に該当する事実と言えるから、被保険者は、事実と異なる回答をしたと認められる。

◎要件2について

被保険者が質問事項に対し正当に告知していれば、保険会社は、申立契約の締結を拒絶、または少なくとも同一条件では契約を締結しなかったと考えるのが相当といえ、上記推定を覆す証拠はない。従って、前記事実は、重要な事実該当すると言える。

◎要件3について

内科循環器科への通院及び内服治療の事実は、告知時に通院、治療中であったことからすると、告知書の質問事項から容易に思い浮かべることができた事実といえる。

健康診断の受診結果のうち、特に、胸部X線検査の結果は、16年には「12ヵ月後に検査を受けてください」と指摘され、17年には、「更に詳しい検査を受けてください」と指摘され、「胸部X線で異常所見が疑われますので、必ず精密検査を受けてください」と指導され、2年連続して具体的な内容で指摘、指導されていることからすると、これらの検査結果は、告知書の質問事項から容易に思い浮かべることができた事実と言える。

従って、被保険者には、事実と異なった回答をしたことについて、少なくとも重大な過失があったと認められる。

また、本件では、因果関係の有無が問題になるが、健康診断の胸部X線検査の結果と被保険者の死亡原因との間には、因果関係が認められるから、保険会社は申立人に対する保険金等の支払いを免れることができる。

(2) 解除権の除斥期間の経過について

申立人は、保険会社は遅くとも、調査会社が全ての調査を終了した8月19日には、何らかの手段で解除原因について報告を受け、知ったものと認めるべきであり、保険会社の解除は、解除原因を知ってから1ヵ月を経過していると主張する。しかし、申立人の主張は、証拠に基づくものではなく、推測に止まるものである。

調査会社の調査は、相手方会社との委託契約に基づきなされるものであるから、受託者の調査会社の知ったことをもってして、委託者の保険会社が知ったものとするは出来ない。したがって、保険会社に除斥期間の経過は無いと言える。